

令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、儲かる産地支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要項による補助金交付の対象となる事業及び経費並びに補助率等は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施設計書（別記様式第1号）を添付して、農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

ただし、機械のみを導入する場合については実施設計書（別記様式第1号）を添付する必要はない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、所長が別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するにあたっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明確な場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 やむを得ない事情により、補助金交付決定前に事業を着工する必要がある場合には、事前着工届（様式第3号）を所長に提出するものとする。

なお、事前の着工は、補助金の内示後に限るものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定のあった日から10日以内とする。

(事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の事業内容の変更（別表の重要な変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第4号）を作成して所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所長は、補助事業者から提出された事業内容の変更について十分審査を行うとともに、事業内容の変更が適正と認められるときは、変更を承認（様式第5号）するものとし、その写しを知事に提出するものとする。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により所長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の10月末時点の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式第6号）により、補助事業を実施する年度の11末日までに所長へ提出するものとする。

- 2 所長は前項の他に、必要に応じて、補助事業者に対し、事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(概算払)

第9条 補助金は、事業完了後交付するものとする。ただし、所長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払は、交付決定した金額の90パーセントを限度とする。ただし、所長が交付決定金額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第7号）を所長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、実績報告書提出の際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

(工事完了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業の工事が完了したときは、すみやかに竣工検査を行い、工事完了報告書（様式第8号）を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、必要があると認めたときは、随時立ち入り調査を行うことができる。

(事業実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に出来高設計書（別記様式第1号）を添えて、所長に提出しなければならない。

ただし、機械のみを導入した場合には出来高設計書（別記様式第1号）を添付する必要はない。

- 2 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告をするに当たって、第3条第3項の規定により該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税報告書（様式第10号）により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 次に掲げる場合には、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が儲かる産地支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める要件を満たさないことが判明した場合（特に実施要領別表5および別表6に定める有機JAS認証取得を満たさないことが判明した場合は全部を取り消し）。
- (2) 実施要領に定める報告に虚偽があった場合。
- (3) 事業実施主体が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合。
- (4) 補助事業者が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合。

- 2 所長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 所長は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、知事の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

- 第15条 補助事業者もしくは事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 前項の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具については、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）において所長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- 3 前項に定める期間において、所長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式の財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。
- 5 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、第1項から前第3項までに掲げる条件と同一の条件を間接補助事業者に対し付さなければならない。

(立入検査)

第16条 知事等は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者もしくは事業実施主体に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に事情を聞くことができる。

(特例措置)

第17条 補助金の交付を受けようとする者が農林事務所長の管轄範囲を超えて事業を営む農業者等の組織する団体等である場合は、この要項中「所長」とあるものすべてを「知事」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第18条 事業実施主体が市町村の場合にあつては、第3条第3項、第11条第2項及び第3項の規定については適用しない。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月19日から施行する。

別表 補助対象経費等

作物等	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
米（新規需要米を含む）、麦、大豆、そば等の土地利用型作物	市町村、 全農茨城県本部 等	1 ICTを活用したスマート農業の実践、新規作物の導入、省力化に必要な機械や施設の整備等を行う事業に要する経費 2 高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械や施設の整備等を行う事業に要する経費（被害防止施設を含む）	補助事業費又は間接補助事業費の3分の1以内	補助対象経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更
野菜 （果菜類、葉茎菜類、根菜類、いも類、地域特産物）			1 補助事業費又は間接補助事業費の3分の1以内 2 被害防止施設については、市町村が間接補助事業費の2分の1を補助する場合の当該補助金額の3分の2以内		
果樹 （なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹）					
花き					
特産 （葉たばこ、茶、その他特用作物）	市町村、 中日本たばこ耕作組合 等		補助事業費又は間接補助事業費の3分の1以内		

作物等	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
メロン類	市町村	1 高品質ツル付き「イバラキング」の栽培に必要な施設や機械の整備を行う事業に要する経費 2 輸向向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に必要な施設整備を行う事業に要する経費	補助事業費又は間接補助事業費の2分の1以内	補助対象経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の廃止 3 設置場所の変更
有機農産物	市町村 等	有機農産物の生産性向上を図ることができる、生産、出荷調製に係る農業機械、資材、施設等の導入経費 (但し、資材は、パイプハウスの骨材及び被覆資材に限り、施設は堆肥盤等ストックヤードに限る。)	補助事業費又は間接補助事業費の2分の1以内	補助対象経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更

(様式第 1 号) 交付申請

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 6 年度儲かる産地支援事業費補助金交付申請書

標記事業を下記のとおり実施したいので、令和 6 年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第 3 条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

別添のとおり

(様式第1号) 別添

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施 主体名	対象 作物名	受益 面積	受益農 家戸数	事業の内容	事業量 (台数、面積等)
		ha	戸		
合計					

3 経費の配分及び負担区分

総事業費 (A+B+C)	補助に要する (要した) 経費 (A+B)	補助率	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
円	円		円	円	円	
合計						

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合 計					

（2）支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
		増	減	
円	円	円	円	
合 計				

6 添付書類

(1) 実施設計書（または出来高設計書）

ただし、機械のみを導入する場合には添付する必要はない。

(2) 市町村の補助金交付要項

(3) 見積書及び契約書等

(4) その他必要と認められるもの

7 補助金の受領方法（下記のいずれかに○印を付すること）

- ・ 直接払
- ・ 隔地払
- ・ 口座振込払

振込先銀行	銀行	支店
(フリガナ) 口座名義		
口座種別・口座番号	1 普通 2 当座	NO.

(様式第 2 号) 交付決定通知

番 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
(事業実施主体)

農林事務所長
(茨城県知事)

令和 6 年度儲かる産地支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業について、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 6 年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に係る補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に係る補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業実施主体名	補助金交付決定額
	円
合 計	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。

4 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）、儲かる産地支援事業実施要領、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項（以下「補助金交付要項」という。）に定めるところに従わなければならない。

(2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）においては、農林事務所長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経 理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。

(5) 前号に定める期間において、所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式の財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体について、次の条件に従わなければならない。

(1) 補助事業者は、補助金交付要項第11条に基づく実績報告を行うにあたって、上記の事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに所長に報告するとともに、当該補助金のうち仕入に係る消費税等相当額を県に返還しなければならない。

6 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、第4項及び第5項に掲げる条件と同一の条件を間接補助事業者に対し付さなければならない。

7 補助事業者は、土地基盤整備を実施し、同施工箇所に係る受益地の全部又は一部が当該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち10アール当たりの補助金額の金額（補助金の額が変更された場合、補助金の確定額が2の補助金の額（変更された場合は変更された金額とする）より低い場合又は受益地の面積が変更された場合には別に通知する金額）に受益地のうち農地でなくなったものの面積に相当する数を乗じて得た金額（知事がこれより少ない金

額に定めたときは、その定めた金額) に相当する部分を県に返還しなければならない。

補助金返還額の算定方法

$$A \times (C / B)$$

A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

ただし、上記に規定する部分であっても、次に掲げる場合には、補助金の返還を行わないものとする。

ア 同一の事業実施主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地の10分の1以下につき行う転用。

イ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合及び受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。

ウ ア及びイのほか、知事が特にやむを得ないと認めるとき。

別記様式

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業実施主体）名

地区名		地区	事業実施年度		年度	補助金名		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容							工期		負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施設箇所 又は 設置場所	事業費	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	県補助金	市町村費	その他						
							円	円	円	円						
小計																
小計																
合計																

- (注) (1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 (2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 (3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 (4) この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

(様式第3号) 事前着工届

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

事前着工届

下記の事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第4条第2項の規定により、届出します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 事業の施行場所
- 3 事業内容
- 4 施行方法
- 5 施工者又は発注先
- 6 工期
着工予定年月日
竣工予定年月日
- 7 事業費（内訳：県補助予定額、市町村補助予定額、自己資金その他）
- 8 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- (1) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- (3) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

(様式第4号) 変更承認申請

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和6年度儲かる産地支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第6条の規定により承認されたく申請します。

記

注) 1 記の記載様式は、様式第1号の別添に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金交付決定通知書により通知された事業の内容、経費の配分及び収支予算と変更後の事業の内容、経費の配分及び収支予算とを安易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したもののから変更のあったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額(減額)する場合は、件名の「事業変更承認申請書」を「事業の変更及び追加交付(減額)申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第6条の規定により承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、令和5年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項により、補助金〇〇〇円を追加交付(減額)されたく申請します。」とする。

(様式第5号) 変更承認

番 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
(事業実施主体)

農林事務所長
(茨城県知事)

令和6年度儲かる産地支援事業変更の承認について

令和 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった事業について、事業内容の変更が適当と認められるので、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第6条の2の規定に基づき承認します。

記

1 事業実施主体名

2 変更内容

3 補助金交付決定額

変更前	:	円
変更後	:	円
増減	:	円

注1) 補助金の額が増額(減額)する場合は、件名の「事業変更の承認について」を「事業の変更及び追加交付(減額)決定通知書」とし、本文中の「変更承認申請のあった標記事業について、事業内容の変更が適当と認められるので、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第6条の2の規定に基づき承認します。」を「事業の変更及び追加交付(減額)申請のあった標記事業について、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項により、補助金〇〇〇円を追加交付(減額)決定します。」とする。

(様式第6号) 遂行状況報告

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
(所在地
事業実施主体名
代表者氏名)

令和6年度儲かる産地支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の令和6年10月末日現在における遂行状況について、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業実施 主体	年間計画			月 日現在実施状況			月 日以降実施予定			備考
	事業費	県補助金	出来高	事業費	県補助金	出来高	事業費	県補助金	出来高	
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	

(様式第7号) 概算払申請

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和6年度儲かる産地支援事業費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金要項第9条第3項の規定に基づき、補助金を概算払により交付されたく請求します。

記

1 概算払いの理由

2 内訳

事業実施 主体名	補助金交付決定額		概算払請求額		残 額		事業完了 予定月日	備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	%	円	%	円	%		
合 計								

(注) 補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

3 補助金の受領方法（下記のいずれかに○印を付すること）

- ・ 直接払
- ・ 隔地払
- ・ 口座振込払

振込先銀行	銀行	支店
(フリガナ) 口座名義		
口座種別・口座番号	1 普通	2 当座 NO.

(注) 交付申請書に記載した振込先と同じ場合は、記入を要しない。

(様式第 8 号) 完了報告

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
(所在地
事業実施主体名
代表者氏名)

令和 6 年度儲かる産地支援事業工事完了報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業
について、工事が完了しましたので、令和 6 年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第
10条の規定により報告します。

1 事業実施概要

市 町 村 名	
事 業 実 施 主 体 名	
代 表 者 名	
施 行 箇 所	
事 業 内 容	
事 業 費	
請 負 業 者 名	
契 約 方 法	
着 工 年 月 日	
竣 工 年 月 日	
竣 工 検 査 者	
備 考	

(様式第9号) 実績報告

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
(所在地
事業実施主体名
代表者氏名)

令和6年度儲かる産地支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第11条の規定によりその実績を報告します。

注1) 様式第1号別添により実績を報告すること。

(様式第10号)

令和 年 月 日
番 号

農林事務所長 殿
(茨城県知事)

市町村長
(所在地
事業実施主体名
代表者氏名)

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった事業について、令和6年度儲かる産地支援事業費補助金交付要項第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

注1) 事業実施主体別内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第11号) 確定通知

令和 年 月 日
番 号

市町村長 殿
(事業実施主体)

農林事務所長
(茨城県知事)

令和6年度儲かる産地支援事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業について、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付する額を確定したので通知する。

記

事業実施主体名	補助金交付確定額
	円
合 計	円

(別記様式第 1 号)

市町村名	
対象作物名	

令和 6 年度

儲かる産地支援事業

実施設計書（出来高設計書）

事業実施主体名：

代 表 者 名：

所 在 地：

1 事業の概要

(1) 事業内容の施行個所

事業内容	事業量	施行個所

(2) 施行方法及び期間

事業内容	施行方法	施行期間	
		着工年月日	竣工年月日

2 事業費の負担区分

事業内容	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	

3 事業費の内訳

事業内容	規格規模	事業量	単価	金額
			円	円
合 計				

2 添付書類

- ・事業実績写真
- ・その他必要と認められるもの